相次相続控除の計算表

前の相続の申告書を見ながら、AからEを書き込みます。

計算式

$$A \times C \div (B-A) \times D \div C \times (10-E) \div 10$$

C÷(B−A) が1（100/100）を超えるときは1にします。Eは1年未満を切り捨てます。

記号	中身	金額・年数を書く
A	前の相続で、今回亡くなった人が課せられた相続税 前の相続の申告書で、その人に課せられた相続税の額。延滞税・利子税・加算税などは入れない	
B	前の相続で、今回亡くなった人が受け取った純資産の額 受け取った財産（相続時精算課税の分を含む）から、債務と葬式費用を引いた額	
C	今回の相続で、財産を受け取った全員の純資産の額の合計 相続・遺贈・相続時精算課税の贈与で受け取った人の分をすべて足す	
D	今回、その相続人が受け取った純資産の額 控除を計算する人ごとに入れる	
E	前の相続から今回の相続までの年数 1年未満の端数は切り捨て	

年数ごとの残る割合

1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
100%	**90%**	**80%**	**70%**	**60%**	**50%**	**40%**	**30%**	**20%**	**10%**

相続人ごとの書き込み欄

相続人	D その人の純資産	D÷C	控除の額

例：前の相続で父が納めた相続税1,000万円、父が受け取った純資産1億5,000万円、今回の全員の純資産1億8,000万円、あなたの分9,000万円、4年6か月（4年）。C÷(B−A)は1を超えるので1として、1,000万円×1×(9,000万円÷1億8,000万円)×(10−4)÷10＝300万円（国税庁No.4168 の質疑応答の例）。

使える人

- **今回亡くなった人の相続人であること**：相続を放棄した人と相続権を失った人は、遺贈で財産を受け取っても使えない
- **前の相続から10年以内であること**：今回の相続が始まる前10年以内に、今回亡くなった人が相続などで財産を受け取っている
- **前の相続で、今回亡くなった人に相続税がかかっていたこと**：配偶者の税額の軽減などで納めた相続税が0円なら、控除の額は出ない

間違えやすい所

- **C÷(B−A) が1を超えたら1にする**：今回の全員の純資産（C）が、前に受け取った純資産から前の相続税を引いた額（B−A）より多いときは、割合を1（100/100）にして計算する
- **年数は切り捨て**：4年6か月なら4年。残る割合は(10−4)÷10＝60%
- **前の相続税が0円なら使えない**：父→母→子の順で、母が配偶者の税額の軽減で相続税0円だったときは、母の相続で控除は出ない
- **申告書の第7表で計算する**：「相次相続控除額の計算書」（第7表）に書き、前の相続の申告の内容を確かめる

前の相続で納めた相続税と純資産の額は、前の相続の申告書（控え）で確かめます。控除はその人の相続税から引くので、相続税より多くは引けません。前の相続と同じ日付のころの相続は、年数を税務署か税理士に確かめてください。農業相続人がいるときは計算が一部ちがいます。

出典：国税庁 タックスアンサー No.4168「相次相続控除」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4168 質疑応答「相次相続控除の計算」「相次相続控除が算出されない場合」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁「相続税の申告書等の様式一覧（令和8年分用）」（2026/11/16 確認）